境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは…

法務局・地方法務局 → 筆界特定制度

当事者

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
（申請者等の意見に拘束されずに，真実の筆界を探し出します。）

土地家屋調査士会 → 調査士会ADR

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

どこが違うの？

- 筆界特定制度は，

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

＊　明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは，

境界問題全般を解決します。

＊　相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

（昔）

（今）

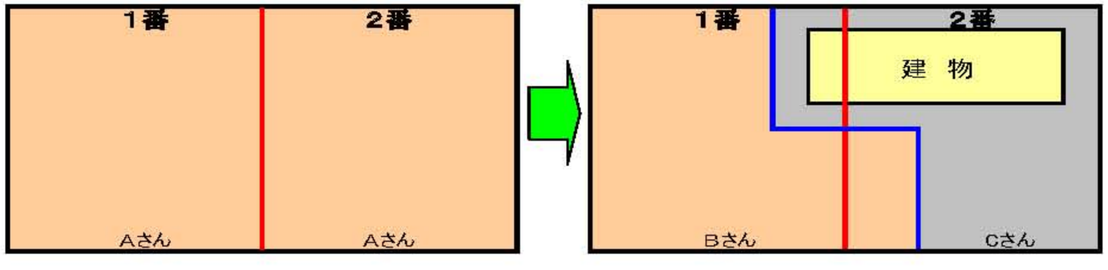

筆　　界・・・筆界の位置は，売買・交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界・・・所有権界の位置は，売買・交換等で移動することがあります。
（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

＊　筆界特定制度についてのお問い合わせは
　　秋田地方法務局筆界特定室　　電話 018（862）1442

＊　調査士会ADRについてのお問い合わせは
　　秋田境界ADR相談室　　電話 018（896）1220

秋田地方法務局・秋田境界ADR相談室

境界問題で困ったときは…

法務局・地方法務局

筆界特定制度

（法務省筆界特定のページにリンクしています。）

当事者

連携

法務局の職員が、専門家の意見を聴いて、現地で筆界を特定しています。
（申請者等の意見に拘束されずに，真実の筆界を探し出します。）

土地家屋調査士会

調査士会ADR

秋田県土地家屋調査士会のホームページにリンクしています。

土地家屋調査士が弁護士と一緒に相談・調停に応じています。
（民間による柔軟な解決のお手伝いをいたします。）

どこが違うの？

- 筆界特定制度は，

筆界（一筆の土地が登記されたときの土地の境）を明らかにします。

＊　明渡しなど，所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは，

境界問題全般を解決します。

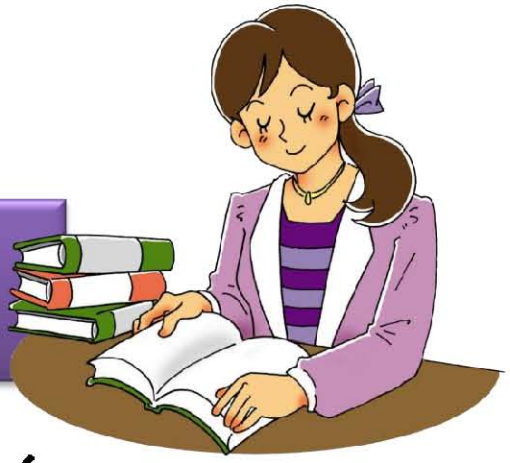

＊　相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？

（昔）

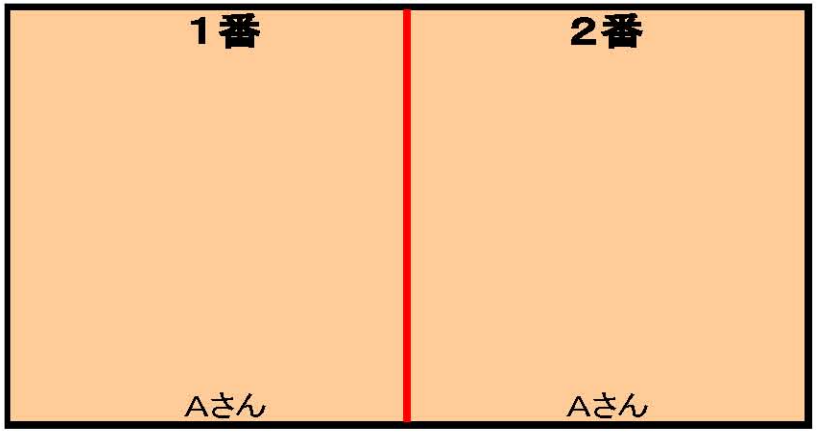

（今）

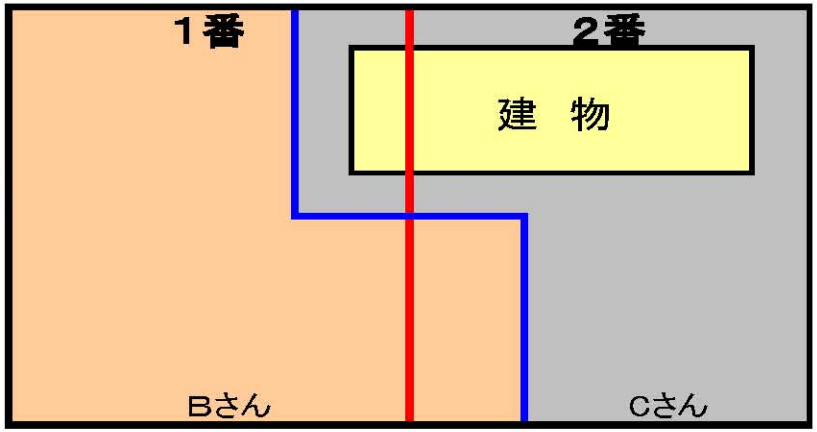

筆　　界･･･筆界の位置は，売買･交換等で自動的に移動することはありません。

所有権界･･･所有権界の位置は，売買･交換等で移動することがあります。

（筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。）

もうひとつの解決方法

裁判所

当事者

民事裁判

民事調停

境界問題についての
お問い合わせは

● 筆界特定制度についてのお問い合わせは

秋田地方法務局筆界特定室　　電話 018(862)1442

筆界特定制度のご案内
（法務省ホームページ）　http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html

● 調査士会ADRについてのお問い合わせは

秋田境界ADR相談室　　電話 018(896)1220

http://www.akita-chousashi.org/kyokai/index.html